

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年6月11日付・保医発0611第1号、令和3年6月11日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎適用範囲が拡大された検査項目

項目名	保険点数	区分
TARC	184点	区分番号「D015」 血漿蛋白免疫学的検査 (免疫学的検査)

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。

イ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

下線部の適用が追加されました。

●検査のご依頼については、弊社営業担当にご相談ください。